

登記簿謄本等の提出について

別記様式第 1 号別表の記載内容の確認のため、以下の資料を提出くださるようお願いいたします。（※申請時に必要な書類です。）

一般コミュニティ助成事業

1 建物に備品設置、保管場所として建物を利用【建物を要する場合】

建物の所有者		土地登記簿 謄本（写）	建物登記簿 謄本（写）	使用できる 根拠書類
市町村	→	×	×	○※1
実施主体	→	×	×	×
個人	→	×	×	○※1

使用承諾等ない場合は、別表に予定日を必ず記入ください。

2 土地のうえに備品（簡易倉庫、掲示板等）を設置【土地を要する場合】

土地の所有者		土地登記簿 謄本（写）	使用できる 根拠書類
市町村	→	×	×
実施主体	→	○※1	×
個人	→	○※1	○※1

「使用できる根拠書類」とは使用承諾書（写）や契約書（写）等となります。

- ・使用承諾「有」の場合は、当該根拠書類を添付ください。
- ・使用承諾「無」の場合は、別表に承諾予定日を記入していただくのみで、添付書類は不要です。※以下コミセンも同様。

※1 一般コミュニティ助成事業については、昨年度申請時に上記書類を添付している団体は、当該写しで可とします

コミュニティセンター助成事業

1 コミュニティセンター【土地】

建物の所有者		土地登記簿 謄本（写）	使用できる 根拠書類
市町村	→	○※2	×
実施主体	→	○※2	×
個人	→	○※2	○※3

2 コミュニティセンター【建物】 ※大規模改修の場合

建物の所有者		土地登記簿 謄本（写）	建物登記簿 謄本（写）	使用できる 根拠書類
市町村	→	×	×	×
実施主体	→	×	×	×
個人	→	×	×	○※3

※2 コミュニティセンター助成事業については、事業実施あたっては土地等の権利関係が密接に関わってくるため、土地登記簿謄本（写）は必ず現年度のものを添付ください。

※3 また、使用できる根拠書類については、土地の貸借契約等をすでに昨年度締結されており、謄本上の土地所有者と契約の相手方に変更等が生じていない場合は、昨年度の写しで可

※ その他に必要書類が生じた場合は、別途ご連絡いたします。